

多核種除去設備等処理水の処分に係る政府方針を踏まえた 今後の対応について（要望）

令和3年6月25日
茨城県知事 大井川 和彦

福島第一原子力発電所事故の発生から10年が経過したが、今なお本県産農産物や水産物における国の出荷制限が残り、一部の国・地域においては、本県産農林水産物に対する輸入規制が行われている状況にある。

こうした中、今般、福島第一原子力発電所の処理水については、海洋放出の方法により処分するとの政府方針が決定されたところである。

しかしながら、今回の方針については、漁業関係者などから依然として厳しい意見が出されているなど、国民の十分な理解が進んでいる状況にはないと言わざるを得ない。

今後の政府方針の着実な実行に向けた行動計画の策定にあたっては、漁業関係者などの声をしっかりと受け止めたうえで、具体的かつ効果的な対策を明確に打ち出し、国民の理解を得ていくことが重要である。

については、以下の事項について、関係省庁が一丸となり、全力で取り組むよう要望するものである。

1 関係者に対する説明と理解

政府方針や東京電力の対応について、漁業関係者等に対し、丁寧に説明を行うとともに、早急に具体的な対策を示し、納得を得ていただくための努力を一層行うこと。

2 国内外への情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果などについて、正確な情報を広く国内外に伝えるとともに、国民に対し安全性を丁寧に説明し風評被害を発生させないように、積極的な情報発信を行うこと。

3 海洋放出設備に係る安全対策の徹底

東京電力が行う処理水の海洋放出に必要な設備等の設計及び運用に当たっては、事故・トラブルの発生を未然に防止するため、万全の措置をとるよう、政府としてしっかり指導すること。

4 万全な風評対策の実施

漁業者をはじめとする関係者に対しては、福島第一原子力発電所事故によるこれまでの関係者の風評被害に対する多大な努力が損なわれることのないよう、地元関係者の意見等も尊重しながら、将来にわたって安心して経営が継続できるよう、後継者対策も含め万全の風評対策を講ずること。

そのうえで、処理水の処分に伴う風評影響実態調査については、地域や業種を問わず幅広く実施し、その結果を公表すること。

5 万一に備えた損害賠償

万が一、風評被害が生じた場合の賠償については、政府は「東京電力を指導する」というのではなく、政府自身が前面に立って対応する姿勢を示し、関係者の不安感を減らすこと。

また、因果関係の厳格な立証を求めすぎない枠組みの構築等に配慮すること。

6 本県沖のモニタリングの強化

処理水の放出に向け、国と東京電力では海域モニタリングを強化する方針を示しているが、本県沖の海水や魚類などのモニタリングについても、採取地点や分析頻度などを強化すること。

また、放出前後におけるデータを比較し、わかりやすく安全性をPRすることなどにより、風評の発生を抑えること。

7 国際社会の理解醸成

処理水の安全性について、I A E A (国際原子力機関) などの協力を得て、客観性、透明性を確保し、国際社会へ情報発信するとともに、福島第一原子力発電所事故に伴い輸入規制等を実施している国々に対して、門戸を開いていただけるような取組みを、政府としてさらに強化すること。

8 東京電力の指導・監督

柏崎刈羽原子力発電所などでの相次ぐ不祥事やトラブルは、原子力を扱う企業としての信用・信頼の問題に関わるものである。

処理水の処分は、長期間にわたる取組みであり、政府においては、東京電力全体の管理体制について、強く指導・監督すること。